## 特定生産緑地(中野区)の指定

中野区長酒井直人

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように公示する。

番号	位  置	特定生産緑地の面積	指定期限日
22 - 1	中野区上鷺宮四丁目地内	約 3,920 ㎡	· 令和 14 年(2032 年) · 11 月 5 日
22 - 2	中野区上鷺宮二丁目地内	約 1,360 ㎡	
22 - 3	中野区上鷺宮二丁目地内	約 880 ㎡	
22 - 4	中野区鷺宮六丁目地内	約 550 ㎡	
22-5	中野区大和町四丁目地内	約 3,100 ㎡	
23-1	中野区上鷺宮五丁目地内	約 1,190 ㎡	令和 15 年 (2033 年)
			10月18日

「区域は指定図表示のとおり」